



発行  
東京都

目次

81

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…  
……………（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年度例監査、令和4年工事監査、令和3年度公営企業各会計決算審査、令和4年財政援助団体等監査、令和5年度例監査、令和4年度公営企業各会計決算審査及び令和4年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月19日

東京都監査委員 鈴木章 浩  
東京都監査委員 小山 くにひこ  
東京都監査委員 茂 之 雄  
東京都監査委員 松 本 正 一 郎  
東京都監査委員 後 藤 靖 子

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和5年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象415件から前回までに措置済みとなっている236件を差し引いた179件のうち、136件（指摘：132件、意見・要望：4件）が改善された。残る43件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置74件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組177件、合計251件の改善措置が講じられた。改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 設備の補強工事や交換による、安全性の確保
- ・ 経済的な契約方法への変更や手引などマニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中		
							A-(B+C)	(B+C)	
令和3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指摘	70	70	—	—	—	
			意見・要望 計	4	2	—	—	2	
	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指摘	74	72	—	—	2	
			意見・要望 計	2	1	—	—	—	
	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	指摘	2	2	—	—	—	
			意見・要望 計	4	3	—	—	—	
	工事監査	令和4.1.11 ～ 令和5.1.12	指摘	92	80	7	7	5	
			意見・要望 計	3	2	—	—	1	
	令和4年	公営企業各会計 決算審査	令和4.6.1 ～ 令和4.9.6	指摘	3	2	—	—	—
				意見・要望 計	—	—	—	—	—
財政援助団体等監査		令和4.9.5 ～ 令和5.2.3	指摘	3	2	1	1	—	
			意見・要望 計	—	—	—	—	—	
定例監査		令和5.1.6 ～ 令和5.9.7	指摘	50	46	2	2	2	
			意見・要望 計	8	4	—	—	1	
公営企業各会計 決算審査		令和5.6.1 ～ 令和5.9.7	指摘	58	50	5	5	3	
			意見・要望 計	116	—	85	—	31	
令和5年		公営企業各会計 決算審査	令和5.7.10 ～ 令和5.9.7	指摘	2	—	1	—	—
				意見・要望 計	118	—	86	—	32
	各会計歳入歳出 決算審査	令和5.7.10 ～ 令和5.9.7	指摘	3	—	3	—	—	
			意見・要望 計	—	—	—	—	—	
	合 計		指摘	32	—	32	—	—	
			意見・要望 計	395	225	132	—	38	
	合 計		指摘	20	11	4	—	—	
			意見・要望 計	415	236	136	—	43	

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (%)	
						(B/D)/A×100	改善中 C-D
令和3年	指摘	117	116	1	1	100	—
	意見・要望 計	10	8	2	—	80.0	2
令和4年	指摘	127	124	3	1	98.4	2
	意見・要望 計	209	191	18	11	96.7	7
令和5年	指摘	12	7	5	3	83.3	2
	意見・要望 計	221	198	23	14	95.9	9
令和5年	指摘	151	—	151	120	79.5	31
	意見・要望 計	2	—	2	1	50.0	1
令和5年	指摘	153	—	153	121	79.1	32
	意見・要望 計	—	—	—	—	—	—

(単位：件、%)

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分	令和3年		令和4年		令和5年		計		
	定例 各会計 決算審査	定例	各会計 決算審査	財政援助 団体等	定例 各会計 決算審査	各会計 繰入繰出 決算審査			
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	5	—	5	
	イ 財産・物品管理	—	3	1	1	4	—	10	
	ウ 会計処理	—	1	—	—	—	2	25	
	エ 事務処理等	—	1	—	—	3	—	13	
	小計	—	1	4	1	4	1	11	
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	—	1	—	—	—	
	イ 契約・仕様等の見直し	—	3	—	—	6	—	9	
	ウ ルール・体制の構築	—	—	—	—	17	4	22	
	エ 研修等の実施	—	—	1	—	2	3	22	
	小計	—	—	11	1	4	6	40	
合計	—	1	7	1	1	5	86	32	136

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の件数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
ウ 会計処理	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
エ 事務処理等	
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの 関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの
エ 研修等の実施	

1 主な措置事例

受変電設備の整備において、耐震性を高めるため補強工事を実施したもの

p. 26 環境局 No. 9 (令和4年工事監査)

指摘の概要

環境局は、変電所の受変電設備の整備工事を行っている。

受変電設備は、耐震性を高めるため、原則として、アンカーボルトにより鉄筋コンクリートの基礎・床などの建築構造体に固定することとされている。

しかしながら、アンカーボルトが建築構造体に打ち付けられず、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒するおそれがある状況が認められた。

そこで、アンカーボルトの施工管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、アンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打ち付ける補強工事を完了した。

また、新たに過去の工事監査指摘を事例集にまとめ、これを活用した職場研修を定期的に実施することで、再発防止を図ることとした。

土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行い、課税不足額の納付を受けたもの

p. 32 主税局 No. 16 (令和5年定例監査)

指摘の概要

主税局において、共同住宅及び区立児童遊園の敷地について、当該土地の全てを固定資産税等が軽減される小規模住宅用地として認定したものがあった。

しかしながら、当該土地のうち、区立児童遊園の敷地（有料で借り受け使用されているため課税対象）は、土地の利用状況から非住宅用地として認定すべきものであり、小規模住宅用地として認定したことは適正ではない。

この結果、固定資産税等が、1,697万1,600円（法に基づき更正可能な平成30年度以降分の合計額）の課税不足となっている。

そこで、土地の用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、当該土地の利用状況を確認の上、用途の認定を一部非住宅用地へと修正し、当該認定に基づき、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行った。

その結果、課税不足分は全額納付された。

また、指導部門が各都税事務所に事務指導を行い、指摘事例の周知及び注意喚起を行った。

業務用スマートフォンの紛失・盗難に備え、手引を制定し、データの盗難防止措置を設定したもの

p. 36 都市整備局 No. 26 (令和5年定例監査)

指摘の概要

都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、遠隔消去機能等によるデータの盗難防止措置を設定しないうまま、職員にスマートフォンを利用させていた。庁舎外で業務用スマートフォンを紛失した場合、連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがあり、今後、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、データの盗難防止措置を設定していいないことは適正でない。

そこで、業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正に管理するよう求めた。

措置の概要

局は、業務用スマートフォン等の適切な利用のために新たに制定した手引に基づき、当該部署の全てのスマートフォンについて、紛失時に遠隔からデータを消去できるようにした。

また、スマートフォン等の管理簿に、遠隔消去機能が設定済みかどうか明確にするための欄を設け、遠隔消去機能が利用できる状態での使用を徹底することとした。

AEDを交換し、点検や消耗品交換など管理を適切に行うこととしたもの

p. 42 福祉局 No. 36 (令和5年定例監査)

指摘の概要

福祉局は、中部総合精神保健福祉センターに設置しているAED（自動体外式除細動器）について、設置者が行うべき事項とされている日常点検や消耗品の交換を行っていないかった。消耗品である電極パッド及びバッテリーは、交換時期を過ぎても交換されており、使用時に正常に動作しないおそれがある状態となっていた。

そこで、AEDの管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、AED本体の耐用期限が近付いていたことから、AED本体ごと買い替えを行ったほか、メーカー提供のチェックリストにより点検を実施することとした。

また、指摘内容とあわせ、AEDの点検及び機器交換等を適切に行うよう、局内に周知した。

CALL 教室用の授業用ソフトについて、経済的な調達方法に改めたもの

p. 74 教育庁 No. 99 (令和5年定例監査)

【指摘の概要】

教育庁は、都立高校のCALL 教室（外国語や情報の授業を行うため情報端末等を整備した教室）で使用する授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センター（以下「センター」という。）で調達する場合を認めていたため、各学校は購入契約により、センターはリース契約により、それぞれ調達していた。

両者の調達を比較したところ、各学校での調達よりもセンターでの調達の方が経済的であることが認められた。

同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。

そこで、授業用ソフトを経済的に導入するよう求めた。

【措置の概要】

庁は、各学校におけるCALL 教室で使用する授業用ソフトについて、より経済的な方法であるセンターでの契約による調達とすることとした。

都立ミュージアムのホームページについて、利用者にとって見やすいものとなるよう改善を図ったもの

p. 76 生活文化スポーツ局 No. 101 (令和5年定例監査)

【意見・要望の概要】

生活文化スポーツ局は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページ「Tokyo Museum Collection（以下「TokMuCo」という。）」を公開しており、このホームページには、都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクなどからアクセスが可能となっている。

各都立ミュージアムのホームページを見たところ、収蔵品検索ページ上に TokMuCo へのリンクがないなど、リンクの貼り方がミュージアムによって異なっていたほか、TokMuCo の説明がない、バナーデザインが統一されていない、などの状況が認められた。

そこで、都立ミュージアムのホームページを見やすいものとするとともに、TokMuCo のホームページにアクセスしやすくなるよう検討することを要望した。

【措置の概要】

局は、都立ミュージアムのホームページにおいて、一部不足していた TokMuCo へのリンクを記載したほか、TokMuCo のバナーデザインを統一するなど、ホームページの改善を行った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）

及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分		頁
			1	2	
令和2年度公営企業各会計決算審査					
【指摘事項】					
1	水道局	減損会計の適用を適切に行うべきもの		◎	20
令和4年定例監査					
【指摘事項】					
2	住宅政策本部	移管予定施設の管理の適正化について 移管予定施設を適正に管理すべきもの	◎	○	21
3	住宅政策本部	移管予定施設等の管理の適正化について 移管予定施設等に ついて記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	◎	○	22
4	住宅政策本部	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を促すべきもの	○	◎	23
5	産業労働局	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を促すべきもの	○	◎	23
6	産業労働局	浮本権及び補助金等の精算と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの	◎	○	24
7	産業労働局	築つくり買換保証制度交付付機期間経過後委託に係る経費払の精算を適正に行うべきもの	◎	○	24
8	中央卸売市場	（消防用設備等の維持管理について）消防用設備等について、機械等を劣化状態に維持するともに不良と判定された、箇所のはずれ修繕かつ計画的に進めるべきもの	◎	○	25
令和4年工事監査					
【指摘事項】					
9	環境局	あと施工コンクリートの施工管理を適切に行うべきもの	◎	○	26
令和3年度公営企業各会計決算審査					
【指摘事項】					
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの		◎	27
令和4年財政援助団体等監査					
【指摘事項】					
11	総務局（東京都立大学法 人）	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	◎		28
12	建設局（公益財団法人東京都 物産協会）	建築物出入口止扉取付について仕様書に保守の目的に定める点検回数等を具体的にかつ適正に定める管理を適正に行うべきもの	◎		28

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
【意見・要望事項】						
13	総務局(東京都立大学法 人)	金額値による資産運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について			◎	29
14	福祉局(社会福祉法人等)10団 体)	補助金の公正かつ効率的な交付に関する取組について (八重洲船舶重機ほか4社重機における大規模改修及び中規模改修 建設について) 指定管理者が実施する中期修繕修繕について			◎	30
15	建設局(公益財団法人東京都 建設整備保全公社)				◎	31
令和5年定例監査						
【指摘事項】						
16	主税局	土地の用途の指定を適正に行うべきもの	◎			32
17	生活文化スポーツ局	Tokyo Museum Galleryのホムズベージについて、提供して いる情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便 性に配慮するべきもの		◎		32
18	都市整備局	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)業務委託 契約経費の積算を適正に行うべきもの (運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)契約変更 手続を適切に行うべきもの			◎	33
19	都市整備局	(車庫敷設工事について)事業用地等維持管理について特殊 製品組合せ等の運用を適正に行うべきもの			◎	34
20	都市整備局	(車庫敷設工事について)工種「打合せ協 議」の設定及び適用を適正に行うべきもの			◎	34
21	都市整備局	ワライナンス・リース契約についてワライナンス・リース 契約に当たり契約自主選択の権限を適切に行うべきもの			◎	35
22	都市整備局	ワライナンス・リース契約についてワライナンス・リース 契約の締結に当たりワライナンス料と保守料を明確に区分して把握 するべきもの			◎	35
23	都市整備局	ワライナンス・リース契約について再リース契約を締結する により締結する場合には代替品の提供について仕様書に定めるべ きもの			◎	35
24	都市整備局	ワライナンス・リース契約について保守に関する具体的な 条件を明確に示すべきもの			◎	36
25	都市整備局	業務用端末にデータの堅守防止措置を設定し適正に管理するべ きもの			◎	36
26	都市整備局	都営住宅の建設において、パブリック上必要な施設を当初か ら発注すべきもの			◎	36
27	住宅政策本部	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書 を作成すべきもの			◎	37
28	環境局	約運の仕事昇格者選考促進事業に係る企画調整業務委託に ついて、総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行 うべきもの			◎	38
29	福祉局	(消防整理について)取り扱う債権に係る延滞金の手続をマ ニュアルに定めるべきもの			◎	39
30	福祉局	(消防整理について)消防省名簿及び消防整理業を作成するべ きもの			◎	39
31	福祉局	(消防整理について)督促の発行を適正に行うべきもの			◎	40
32	福祉局	(消防整理について)納入義務者の変更及び催告を適正に行う べきもの			◎	40
33	福祉局	(消防整理について)滞納金の解消に向けた対応を適切に行う べきもの			◎	40
34	福祉局	業務委託契約における概算払の積算を適正に行うべきもの			◎	41
35	福祉局	ADの管理を適切に行うべきもの			◎	41
36	福祉局	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの			◎	42
37	保健医療局	機械整備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの			◎	43
38	保健医療局	IoTサービスの構築・運用保守業務委託契約の発注手続を適正に 行うべきもの			◎	43
39	産業労働局	LED照明取付工事における契約手続を適正に行うべきもの			◎	43
40	産業労働局	(樹木等の管理について)樹木等の管理に係る契約を計画的に 実施すべきもの			◎	43
41	産業労働局				◎	44

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
42	産業労働局	黒豆物販売・リースに係る業務委託契約を適正に行うべきもの			◎	44
43	産業労働局	ワライナンス・リース契約における契約目録の積算を適正 に行うべきもの			◎	45
44	中央卸売市場	(運休施設の管理について)募集条件を整理し掲示等により 空き室の情報提供を行うなど運休施設の使用者の募集を有効 に行うべきもの			◎	45
45	中央卸売市場	(運休施設の管理について)運休施設の巡回に向けて必要 な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの			◎	46
46	中央卸売市場	(運休施設の管理について)経営計画等に開いた有効利用を 図強化するべきもの			◎	46
47	中央卸売市場	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの			◎	47
48	中央卸売市場	ワライナンス・リース契約に係る積算基礎に基づき行うべきもの			◎	47
49	建設局	(分譲期におけるナラ材対策について)ナラ対策の処 分について適切な指示及び確認を行うべきもの			◎	48
50	建設局	(御所園におけるナラ材対策について)御所園のナラ材搬 送について搬送状況の把握と対応方針の決定や情報提供を行 うべきもの			◎	48
51	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事に当たり適正な方法により 支払うべきもの			◎	49
52	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について一者見 積りによる車庫敷設を積算基礎に基づき行うべきもの			◎	49
53	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について指定で きる工種を規定し(車庫敷設)を定めるべきもの			◎	50
54	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、特殊製 品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を取捨すべきもの			◎	50
55	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について正しい 工種により工事を行うべきもの			◎	50
56	建設局	(車庫敷設工事について)即時性の認められない工事等につい て(車庫敷設)により施工すべきもの			◎	51
57	建設局	(車庫敷設工事について)実際に施工した内容とおとり工事費 を支払うべきもの			◎	51
58	建設局	工事に必要な機材を運ぶやみに行うなどして緊急取組工によらず に工事を行うべきもの			◎	52
59	建設局	各社の交換及び調整ボルトの更新について一括して契約を行 うべきもの			◎	52
60	建設局	関西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの			◎	53
61	建設局	御所園指定委託に係る施工数量の変更により契約変更手続 を行うべきもの			◎	53
62	建設局	(消防業務委託について)委託内容の変更により契約変更手 続を行うべきもの			◎	54
63	建設局	(消防業務委託について)合理的な理由に基づき委託内容を変 更すべきもの			◎	54
64	建設局	ワライナンス・リース契約について、契約目録の積算に当 たりワライナンス・リース契約に別記して算定すべきもの			◎	54
65	建設局	ワライナンス・リース契約についてワライナンス・リース 契約の締結に当たりワライナンス料と保守料等を明確に区分して 把握すべきもの			◎	55
66	建設局	ワライナンス・リース契約について再リース契約を締結する により締結する場合には代替品の提供について仕様書に定めるべ きもの			◎	55
67	建設局	公園の改修における設計委託について仕様を明確にするべき もの			◎	56
68	建設局	(御所園管理委託について)御所園及び御所園の清掃について の履行確認及び立会検査を行うべきもの			◎	56
69	建設局	(御所園管理委託について)災害のおそれなどの事由による使 用中止の判断を行うことについて仕様書とマニュアルに記載 すべきもの			◎	57
70	港務局	競争性を確保し契約方法により調査委託を行うべきもの			◎	57

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
71	港務局	船内整備委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの		○	58
72	港務局	掛繋船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの		◎	58
73	港務局	豊洲委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	59
74	港務局	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	59
75	港務局	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	60
76	港務局	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの		◎	60
77	港務局	(港務事業会計における委託伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの		◎	61
78	東京消防庁	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの		◎	62
79	交通局	(施設維持管理業務委託における受託者及び委託委託先の管理について)再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの		◎	62
80	交通局	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの		◎	63
81	交通局	フアインテンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの		◎	63
82	交通局	緊急口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの		◎	64
83	水道局	(マニトーマーの設置について)マニトーマーを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの		◎	65
84	水道局	(マニトーマーの設置について)船体架設工事請負員(船架設)における検査を適切に行うべきもの	◎	◎	66
85	水道局	設備手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの		◎	66
86	水道局	工事請負単価契約について「単価契約業務従法の手引」を遵守し適正な事業決定により対応すべきもの		◎	67
87	下水道局	(河川修繕の整備工事における事務設計について)業務設計において通過メニューを確定し設計図等を作成すべきもの		◎	67
88	下水道局	(河川修繕の整備工事における業務設計について)業務設計において支障物調査を行うべきもの		◎	68
89	下水道局	(工事の一時一時中止に伴う増加使用の算定を適正に行うべきもの)		◎	68
90	下水道局	(工事の一時一時中止に伴う増加使用の算定を適正に行うべきもの)		◎	69
91	下水道局	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算額りの取扱いは十分に留意すべきもの		◎	70
92	下水道局	雨水ポンプ機の機体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの		◎	71
93	下水道局	(フアインテンス・リース契約に係る事務手続について)保守対象の設定及び修繕を適切に行うべきもの		◎	71
94	下水道局	(フアインテンス・リース契約に係る事務手続について)月額リース料及び保守料の明確な記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの		◎	72
95	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を確するべきもの	◎	◎	72
96	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの		◎	73
97	教育庁	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの		◎	73
98	教育庁	非常災害用備用品の配備を適切に行うべきもの		◎	74
99	教育庁	(CALL教室等の管理について)授業用ソフトを経済的に購入すべきもの		◎	74
100	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について)事業者の公表に係る審査を適切に行うべきもの		◎	75

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
<b>【意見・要望事項】</b>					
101	生活文化スポーツ局	6つの都立ニュージニアムのホームページにおけるTomlisonに関する掲載態勢について		◎	76
<b>令和4年度公営企業各会計決算審査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
102	港務局	積算要生費簿等を適正な項目をもって表示すべきもの(航海地価開示事業(空行))		◎	77
103	港務局	設備更新生費簿等を適正な項目をもって表示すべきもの(港務事業会計)		◎	77
104	交通局	一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの		◎	78
<b>令和4年度各会計歳入歳出決算審査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
105	総務局	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	79
106	都市整備局	債権が過大計上となっているもの		◎	79
107	環境局	出資による権利が登録漏れとなっているもの		◎	79
108	福祉局	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上となっているもの		◎	79
109	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
110	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
111	福祉局	認定額及び収入未済額が過小計上となっているもの		◎	81
112	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	81
113	福祉局	建築物が過大登録となっているもの		◎	82
114	福祉局	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	82
115	福祉局	物品が登録漏れとなっているもの		◎	82
116	産業労働局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	82
117	産業労働局	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの		◎	83
118	産業労働局	出資による権利が過大登録となっているもの		◎	83
119	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの		◎	83
120	建設局	認定額が過小計上となっているもの		◎	83
121	建設局	還付未済額が過小計上となっているもの		◎	83
122	建設局	収入未済額が過小計上となっているもの		◎	84
123	建設局	土地が過大登録となっているもの		◎	84
124	建設局	土地が登録漏れとなっているもの		◎	84
125	建設局	建築物が過大登録となっているもの		◎	85
126	建設局	物品が過大登録となっているもの		◎	85
127	港務局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	85
128	港務局	収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上となっているもの		◎	86
129	東京消防庁	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	86



番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
43	産業労働局	5定例	フアインテンス・リース契約における契約目録額の積算を適正に行うべきもの			45
64	建設局	5定例	フアインテンス・リース契約について、契約目録額の積算に当たりリース料と保守料等とに区別して算定すべきもの			54
65	建設局	5定例	フアインテンス・リース契約について、フアインテンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの	◎		55
66	建設局	5定例	フアインテンス・リース契約について、リース契約を締結する場合に代用品の提供について仕報に定めるべきもの			55
67	建設局	5定例	公庫の改修における設計委託について仕報を明確にすべきもの			56
69	建設局	5定例	工事現場管理委託について、災害のおそれなどの事由による使用中止の判断を行うことについて、出稼者とエンジニアに記載すべきもの		◎	57
80	交通局	5定例	補修工事における仕報額を適正に作成し仕報書に基づいた完了検査を行うべきもの			63
81	交通局	5定例	フアインテンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの	◎		63
93	下水道局	5定例	フアインテンス・リース契約に定める事務手順について、保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの			71
94	下水道局	5定例	フアインテンス・リース契約に係る事務手順について、月額リース料及び保守料の明確を記載した貸借内取書と契約相手方に提出させるよう仕報書に定めるべきもの			72
<b>【契約(履行確認)】</b>						
11	総務局(東京都公立大学法人)	4特選	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	◎		28
42	産業労働局	5定例	農機具販売・P等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの			44
47	中央卸売市場	5定例	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの			47
48	中央卸売市場	5定例	プロカー回収及び搬入に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	◎		47
68	建設局	5定例	工事現場管理委託について、加算及び削減すべきもの			56
73	港務局	5定例	船舶修繕委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの			59
74	港務局	5定例	点検調査委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	◎		59
75	港務局	5定例	消防船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの			60
78	東京都庁庁舎	5定例	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの			62
84	水道局	5定例	スマートメータの設置について、給水検査工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの	◎		66
96	教育庁	5定例	遊具安全点検委託について、点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの			73
<b>【契約(その他)】</b>						
6	産業労働局	4定例	汚水処理及び雑排水の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手順を適切に行うべきもの			24
8	中央卸売市場	4定例	消防用設備等の維持管理について、消防用設備等に不良と判定された箇所は直ちに修繕的かつ計画的に修理するべきもの	◎		25
12	建設局(公益財団法人東京都建設局(公益財団法人))	4特選	動物園の閉園止掃設備について、仕報書に集約の目的に沿った点検内容等を具体的に記述し、管理を適正に行うべきもの	◎		28
15	建設局(公益財団法人東京都建設局(公益財団法人))	4特選	(八雲洲)車庫(仮)4号車庫における大規模改修及び中規模修繕について、指定管理者が実施する中規模修繕について			31
19	都市整備局	5定例	(運輸事業者向け燃料費削減緊急対策事業について)契約変更手順を適切に行うべきもの			33

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
20	都市整備局	5定例	(保固契約)工事について(事業用 equal 維持管理について)特殊優良品組合費の運用を適正に行うべきもの			34
21	都市整備局	5定例	(保固契約)工事について(別冊委託について)工種「打合せ(締結)」の設定及び運用を適正にするべきもの			34
27	住宅政策本部	5定例	都営住宅の建設において、Pフアインテンス・リース契約を適切に行うべきもの	◎		37
29	福祉局	5定例	(介護)の仕事後継業者就業促進事業に係る企画運営業務委託について、総合詳細方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの			39
37	保健医療局	5定例	電子カルテの校正業務委託を一括して契約すべきもの			42
38	保健医療局	5定例	機械整備委託契約における機等の管理を適切に行うべきもの	◎		43
39	産業労働局	5定例	船舶P1の構築・運用保守業務委託契約の変更手順を適正に行うべきもの			43
40	産業労働局	5定例	船舶P1設置工事における契約手順を適正に行うべきもの			43
41	産業労働局	5定例	(樹木等の管理)について、樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの	◎		44
49	建設局	5定例	(保固契約)工事におけるP1対策について、P1対策工事の区分について適切な指示及び確認を行うべきもの			48
50	建設局	5定例	(保固契約)工事におけるP1対策について、P1対策工事の区分について適切な指示及び確認を行うべきもの			48
51	建設局	5定例	(保固契約)工事について、P1対策工事の区分について適切な指示及び確認を行うべきもの			49
52	建設局	5定例	(保固契約)工事について(特殊優良品組合せ費について)一番見積りによる単価取定を積算基準に据え行うべきもの			49
53	建設局	5定例	(保固契約)工事について(特殊優良品組合せ費について)想定できる工種を特定し、単価を定めるべきもの	◎		50
54	建設局	5定例	(保固契約)工事について(特殊優良品組合せ費について)特殊優良品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を提出すべきもの			50
55	建設局	5定例	(保固契約)工事について(特殊優良品組合せ費について)仕入れ価格により工事を行うべきもの	◎		50
56	建設局	5定例	(保固契約)工事について、即時性の認められない工事等について、総額契約により実施すべきもの			51
57	建設局	5定例	(保固契約)工事について、実施に施工した内容とおり工事費を支払うべきもの			51
58	建設局	5定例	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急工事に上り、工事を行うべきもの			52
59	建設局	5定例	契約の改換及び明確化プログラムの更新について一括して契約を行うべきもの			52
60	建設局	5定例	高圧配電設備の点検工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	◎		53
61	建設局	5定例	御茶屋町委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの			53
62	建設局	5定例	(清掃業務委託について)委託内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの	◎		54
63	建設局	5定例	(清掃業務委託について)合理的な理由に基づき委託内容を変更するべきもの			54
70	港務局	5定例	船舶内事務委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの			57
71	港務局	5定例	船舶内事務委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの			58
72	港務局	5定例	船舶内事務委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの	◎		58
76	港務局	5定例	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの			60
79	交通局	5定例	(保固維持管理業務委託)における受託者及び再委託者の管理を適切に行うべきもの			62

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
83	水道局	55定例	(スマートメータの設置について)スマートメータを指定給水施設工事業者に適切に支給すべきもの			65
86	水道局	55定例	工事部集積面契約について「集積面契約集積面の手引」を遵守し適正な事業者に選定により対応すべきもの			67
87	下水道局	55定例	(貯留特殊の整備工事における実施設計について)実施設計において通過率を確定し設計図面を作成すべきもの			67
88	下水道局	55定例	(貯留特殊の整備工事における実施設計について)実施設計において実施物量を算定するべきもの			68
89	下水道局	55定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの			68
90	下水道局	55定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を監査すべきもの			69
91	下水道局	55定例	契約金額の変更により設計図書の変更を伴わない積算率の取扱いに十分留意すべきもの			70
92	下水道局	55定例	雨水ポンプ様の取水口の設計に当たり必要開口を適正に設定すべきもの			71
95	教育庁	55定例	(防災安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの			72
97	教育庁	55定例	初年度の入換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの			73
98	教育庁	55定例	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの			74
99	教育庁	55定例	(CALLセンター等の管理について)授業用ソフトを経済的に購入すべきもの			74
<b>【会計処理(歳出・支出)】</b>						
5	産業労働局	44定例	種券法による委託契約の積算金額の確定と適正に行うべきもの			23
7	産業労働局	44定例	歳つきり員承認前年度交付機関運営業務委託に係る概算額の積算を適正に行うべきもの			24
35	福祉局	55定例	業務委託契約における購置品の積算を適正に行うべきもの			41
77	港務局	55定例	(港務事業会社における会社債票発行・返済に係る財務規制の遵守について)規制に違反し適正な時点を会計伝票を発行し又は取り消すべきもの			61
134	教育庁	44決算	支出金額が過大計上となっているもの			88
<b>【補助金等】</b>						
14	福祉局(社会福祉法人等)0面	4444援	補助金の公正かつ効果的な交付に資する取組について			30
<b>【財産管理】</b>						
2	住宅政策本部	44定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設を適正に管理すべきもの			21
3	住宅政策本部	44定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設の管理について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの			22
44	中央卸売市場	55定例	(移管施設の管理について)募集条件を整理し提示等により空き室の管理確保を行うなど移管後の使用者の募集を有効に行うべきもの			45
45	中央卸売市場	55定例	(移管施設の管理について)適やかな移管後の方向けに必要な記録を残すなど移管後の適切な管理を行うべきもの			46
100	教育庁	55定例	(教育施設の管理について)経営計画等に関する有価活用を一層強化すべきもの			75
105	総務局	44決算	建築物が登記簿と異なるもの			79
106	都市整備局	44決算	債権が過大計上となっているもの			79

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
107	環境局	44決算	出資による権利が登記簿と異なるもの			79
113	福祉局	44決算	建築物が登記簿と異なるもの			82
114	福祉局	44決算	建築物が登記簿と異なるもの			82
115	福祉局	44決算	物品が登記簿と異なるもの			82
118	産業労働局	44決算	出資による権利が過大登録となっているもの			83
119	産業労働局	44決算	出資による権利が登記簿と異なるもの			83
123	建設局	44決算	土地が過大登録となっているもの			84
124	建設局	44決算	土地が登記簿と異なるもの			84
125	建設局	44決算	建築物が過大登録となっているもの			85
126	建設局	44決算	物品が過大登録となっているもの			85
129	東京消防庁	44決算	建築物が登記簿と異なるもの			86
130	東京消防庁	44決算	物品が過大登録となっているもの			86
131	東京消防庁	44決算	物品が登記簿と異なるもの			87
135	教育庁	44決算	物品が過大登録となっているもの			88
136	教育庁	44決算	物品が登記簿と異なるもの			88
<b>【施工】</b>						
9	環境局	44工事	あと施工工法による施工管理を適切に行うべきもの			26
<b>【システム】</b>						
26	都市整備局	55定例	業務日進システムデータの登録防止措置を適正に管理すべきもの			36
<b>【その他】</b>						
1	水道局	26公決	減損会計の適用を適切に行うべきもの			20
4	住宅政策本部	44定例	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの			23
10	水道局	36公決	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの			27
13	総務局(東京都立大学法)	4444援	金融債権に関する情報提供について			29
17	生活文化スポーツ局	55定例	Tokyo Museum Collectionのホームページについて提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの			32
36	福祉局	55定例	AEDの管理を適切に行うべきもの			42
82	交通局	55定例	乗客ロビーにおいて引離処理を遅くなく行うよう指導すべきもの			64
101	生活文化スポーツ局	55定例	6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToll-freeに関する情報提供について			76
102	港務局	44公決	破産更生債権等を適正に算定するべきもの			77
103	港務局	44公決	破産更生債権等を適正に算定するべきもの			77
104	交通局	44公決	(建設事業会計) 建設債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの			78

〔令和 2 年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
1	水道局		減損会計の適用を適切に行うべきもの	<p>地方公営企業法施行規則等を受け、局は、固定資産の減損会計の取扱いを定めることを目的として、「減損取扱い要綱」を作成している。要綱は、法律的環境の著しい悪化であり、要綱の「事業に関連して、経営環境が著しく悪化した」事象に当たるとして、廃止・支援計画の下で給水収益及び給水件数の減少傾向が顕著になつている状況及び配水管等の撤去が進捗している状況は、要綱の「使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた」事象とすることが妥当である。また、廃止条例施行後の令和元年度及び令和 2 年度において、営業損益、経常損益、業務活動から生じるキヤッシュ・フローがいずれも、継続してマイナスとなっており、かつ、給水収益の減少及び事業廃止経費の支出により、今後ともこのことは、要綱の「業務活動から生ずる損益又はキヤッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、かつ、今後とも継続してマイナスとなる見込みであること」に当たると見られる。しかしながら、局は、減損の兆候はないと判断し、減損損失の認識の判定を行つておらず、決算書において、減損に係る注記を行っていない。事業廃止に向けて事業整理を進めている中で、減損が生じている可能性を示す事象があり、減損の兆候があると判断することゝ適当であり、今後会計判断に向けて状況に応じて減損の注記を行うなど適正な減損処理を行つていくべきである。加えて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失の測定を行う場合には、事業廃止に向けた資産の償却や短縮などに十分に配慮していく必要がある。局は、減損会計の適用を行わ</p>	<p>令和 4 年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するとともに、減損損失に関する注記を行った。</p> <p>【1-1-1】</p>

〔令和 4 年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
2	住宅政策本部		(移管子定施設の管理の適正化について) 移管を適正に管理すべきもの	<p>本部は、練馬区内の光が丘第 3 アパートの建設に伴い、「プラントハイム」自転車・歩行者専用道路・児童公園等の整備に関する施設として、歩行者及び自転車用の通行橋「ひびき橋」を用地内通路の一部として設置した。その後、ひびき橋については平成 2 年 7 月、通常、測量等の手続を残すのみである場合に用いられる便引継ぎが行われて、以降は区が維持管理を行っている。</p> <p>なお、組織改正により、練馬区を所管する部所は本部事業部から東部住宅建設事務所へ変更となつている。部及び部所は、結果として 28 年以上区へ継続して移管を行わなかつた。</p> <p>このため、区は令和元年 9 月に、移管完了の条件である法的根拠のない維持管理を継続できないとして、具体的な手続がなければ、都へ施設を返還すると申し入れ、都はこれの返還を受け入れて、令和 2 年度から維持管理費を負担している。</p> <p>そこで、これまでの事実経過について確認したところ、ひびき橋の移管理由は確認できなかった。移管を行わなかつたことは、協定書及び「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開き」また、財産管理において区との調整状況の記録がないこと、区が令和元年に、移管完了の条件である財産処理について具体的な手続がなければ返還するとして申し入れてきた際にもかわらぬ、対応の機会があったにもかかわらず、対応の機会がなかったこと、要綱及び「都営住宅建設事業の管理上、適正でない」の所は、財産管理を適正に行い、移管予定施設について適正に管理された</p>	<p>西部住宅建設事務所は、ひびき橋について、適正な管理に向けた区との協議を済ませ、令和 5 年 8 月 29 日の「光が丘団地 8 号橋 (ひびきはし)」の取扱いについて (方針) を決定し、国地住棟等の建設やひびき橋の大規模改修、架け橋等の検討を行う際に、区と再協議を行うこととし、それまで具体的な、ひびき橋を令和 5 年 1 月 10 日に公有財産台帳へ登録し、東京都住宅供給公社との管理委託業務の対象として盛り込んでいる。</p> <p>【1-1-1】 未移管財産について、状況や課題の把握に努めるとともに、関係自治体との移管協議を順次進めている。また、都営住宅経営部は「移管施設」とも、都主催の移管に向けた移管施設処理推進会議 (第 1 回は令和 5 年 6 月 26 日実施) を年 2 回開催することとし、事務所から状況等を報告、共有を図るなど移管【2-1-1】を徹底した。</p>





〔令和4年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
9	環境局	あつ施工の施工管理をスムーズにする		<p>局は、工事請負契約により、変電所の受変電設備の整備工事を行っている。ところで、局が耐震計算の根拠として「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版)によると、設備機器の耐震支持は、原則としてアンカーボルトによることとし、鉄筋コンクリート基礎・床など建築構造体に緊結することとしている。また、建築構造体ではない無筋コンクリートの床に、設備機器を直接アンカーボルトで支持することとし、アンカーボルトを打ちこむこと、また、アンカーボルトが無筋コンクリートで打ち込まれていない状況が認められた。</p> <p>このような状況は、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒することによる大きな影響を及ぼすおそれがあり適切ではない。局は、あつ施工の施工管理を適切に行われた。</p>	<p>廃棄物理立管理事務所は、受変電設備を支持するアンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打設する補強工事を、令和5年3月27日に完了した。【1-1】</p> <p>局は、令和5年1月10日付通知文により指摘内容について局内の工事関係部署に周知し、再発防止を図った。【2-1】</p> <p>廃棄物理立管理事務所は、近年工事監査で指摘された内容をまとめた所の監査指摘事例集を新たに作成し、令和5年1月11日、同年6月27日にそれぞれ所内研修を実施し、再発防止の徹底を図った。今後、所内研修を定期的に実施すること、【2-2】</p>
	1	ア イ ウ エ	2	ア イ ウ エ	

〔令和3年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの		<p>令和2年度決算において、減損の兆候が認められることが妥当であると判断したところであるが、局は、令和3年度決算においても、減損の兆候はなしと判断し、減損に関する注記を行っていない。</p> <p>しかしながら、令和3年度は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなつた状態が進行している。より一層減損の兆候が認められることが妥当な状況となっており、令和2年度に引き続き減損の注記を行うべきである。局は、配水管の取替、撤去計画を令和4年度までに策定するとしているが、事業休止まであと1年を切り、事業の処分方針を決定するなかで、主要な資産の処分方針を決定し、それに基づき損失見込みを算定するなどして、減損損失の兆候や認識の判定等を行い、減損損失が認識された場合には、貸借対照表の固定資産の帳簿価額を減損し、減損の理由や兆候の概要等を減損に関する注記の区分に適切に記載すべきである。</p> <p>公営企業は、その公共的な性格から、議会や都民に対する説明責任を果たすため、業績評価に必要な情報を適切に開示することが求められる。これを踏まえて局は、決算書における減損に関する注記の重要性に留意する必要がある。</p> <p>局は、減損会計を適切に適用し必要な情報を提供された。</p>	<p>令和4年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するにとともに、減損損失に関する注記を行った。【1-1-ク】</p>
	1	ア イ ウ エ	2	ア イ ウ エ	